

石川県公報

平成30年1月19日
第13072号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令並びに石川県国民健康保険条例に規定する知事が定める数 (医療対策課) 1	○土地改良事業計画の変更認可公告 (農業基盤課) 5
○地域森林計画の変更の公表 (森林管理課) 1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) 5
公 告	
○石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集 告 (県民交流課) 2	○基本測量終了公告 (監理課) 5
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 3	○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課) 6
○予防接種を行う医師に係る公告 (同) 3	選挙管理委員会
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 3	○石川県知事選挙における選挙運動関係法規等の周知を 図るための説明会の開催 6
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同) 4	○石川県知事選挙において候補者が政見放送を行うこと ができる基幹放送事業者及び候補者一人当たりの政見 放送の回数 6
	○石川県知事選挙において手話通訳を付して候補者等の 政見を録画する放送事業者 6

告 示

石川県告示第15号

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条第1項、第16条第1項及び第25条第1項並びに石川県国民健康保険条例（平成29年石川県条例第39号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条に規定する知事が定める数は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とし、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

項 目	数
省令第10条第1項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	0.9181640288644
省令第16条第1項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999998502
省令第25条第1項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999965264
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.9620348891402
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9644093053476
条例第19条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第20条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	1.0049542151085
条例第23条の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

石川県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加賀森林計画区及び能登森林計画区の地域森林計画を次のとおり変更したので、公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、石川県農林水産部森林管理課のホームページに掲載する。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

公 告

石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

石川県庁舎総合案内等業務

(2) 委託業務の内容

「石川県庁舎総合案内等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）で指定する内容

(3) 委託期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 参加資格者

石川県庁舎総合案内等業務受託者選定に係る企画提案書提出要領に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ部県民交流課広報広聴室

電話番号 076-225-1362

(2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

ア 書面による交付

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付

石川県ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/sougouannai/30proposal.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

(3) 交付期間

平成30年1月19日（金）から同年2月9日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ

(2) 提出期限

平成30年2月9日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 審査の方法

2の参加資格等を満たすと認めた者の提出した企画提案について、書面審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
海 野 隆 彦	県内全域	小松市若杉町95番地 医療法人社団荒木病院
河 崎 寛 孝	〃	小松市沖周辺土地区画整理事業地内仮地番5街区30号 医療法人社団愛康会 小松ソフィア病院
堀 井 理 和	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
伊 勢 拓 之	県内全域	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構石川病院
古 川 裕	〃	〃
高 木 晋	〃	〃
高 木 知 治	〃	〃
石 井 健 夫	〃	金沢市赤土町ニ13-6 石川県済生会金沢病院
石 井 孝 佳	〃	〃
山 本 崇 史	〃	〃
鈴 木 淳 也	〃	〃
岩 本 光 司	〃	金沢市長坂町チ部15番地 医療法人積仁会 岡部病院
近 澤 茂 夫	〃	〃
年 澄 徹	〃	〃
山 本 祐 一	〃	〃
竹 崎 奈 津 美	〃	〃
結 城 正 名	〃	金沢市円光寺3丁目21番7号 結城病院
岸 谷 和 之	〃	〃
林 征 太 郎	〃	〃
加 藤 俊 明	〃	〃
小 野 江 信 介	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ小松
小松市下牧町己508番ほか43筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) フレスポ小松
小松市下牧町己(下牧南地区土地区画整理地)
(変更後) フレスポ小松
小松市下牧町己508番ほか43筆
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アルビス株式会社
代表取締役社長 大森 実
富山県射水郡大門町流通センター水戸田3丁目4番地
ほか5者(うち2者未定)
(変更後) アルビス株式会社
代表取締役社長 大森 実
富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地
ほか4者
- 3 変更の年月日
2(1)は、平成21年9月12日
2(2)は、平成29年12月16日
- 4 変更する理由
2(1)は、下牧南地区土地区画整理換地処分完了のため
2(2)は、小売業の入替えや代表者及び住所等が変更となったため
- 5 届出年月日
平成30年1月9日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年1月19日から同年5月21日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年5月21日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
片町きらら
金沢市片町2丁目2番5号
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成29年9月5日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成30年1月19日から同年2月19日まで

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
河北潟干拓土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	平成30年1月12日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成30年1月22日から同年2月20日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
下唐川地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業計画書の写し	穴水町基盤整備課

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (電子基準点現地調査及び 電子基準点付属標取付観測)	平成29年7月5日から 同年11月30日まで	加賀市

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称
白山都市計画事業白山市三浦・幸明町土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
白山市三浦・幸明町土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
平成29年12月18日
- 4 換地処分の内容
平成29年12月6日付け石川県指令都第1112号をもって認可した換地計画のとおり

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第1号

平成30年3月11日執行予定の石川県知事選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次のとおり説明会を開催する。

立候補予定者及びその他の関係者で出席希望の方は、あらかじめ本委員会事務局（石川県総務部市町支援課内）あて申込みの上、当日参集されたい。

平成30年1月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時
平成30年1月26日（金）午後1時30分
- 2 場 所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1102会議室（行政庁舎11階）

石川県選挙管理委員会告示第2号

石川県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者1人当たりの政見放送回数は、次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を告示される石川県知事の選挙から適用する。

平成30年1月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
北 陸 放 送 株 式 会 社	1	北 陸 放 送 株 式 会 社	1
石 川 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	1		
株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	1		

石川県選挙管理委員会告示第3号

石川県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定による手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者を次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を告示される石川県知事の選挙から適用する。

平成30年1月19日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

日本放送協会金沢放送局
北陸放送株式会社
石川テレビ放送株式会社
株式会社テレビ金沢

